

静岡市立こども園の配置適正化方針

平成 28 年 9 月

静 岡 市

1 はじめに

静岡市では、平成 25 年度からは「静岡市待機児童解消加速化計画」に基づき、また、平成 27 年度からは「静岡市子ども・子育て支援プラン」に基づいて、待機児童の解消と質の高い幼児期の教育・保育の提供のために、保育の受入枠の拡大や認定こども園の普及を進めています。市立園については、平成 27 年 4 月、原則全ての幼稚園、保育所を幼保連携型認定こども園に移行したところです。

一方で、本市では、従来から「静岡市公立保育園の適正配置・民営化について」（平成 18～26 年度）に基づき、市立保育園の建替え民営化や統廃合といった配置適正化に向けた取組も進めてきましたが、現在でも、老朽化に伴う建替えや耐震性能の向上といった施設の更新を要する園が多く存在しており、市立園において安心・安全で質の高い幼児教育・保育を提供していくためには、こういった園への対応が急務となっています。

また、人口減少対策として、子どもをより産み育てやすいまちを実現するためには、妊娠・出産期の支援の充実や、保護者の就労状況に柔軟に対応しうる多様な保育・地域子育て支援の充実、幼児期の教育・保育の更なる質の向上など、多様化する子ども・子育て支援のニーズに対応していく必要があります。しかしながら、今後確実に見込まれる人口減少に伴う財政規模の縮小や老朽化するインフラの維持・更新に要する費用の増大等の財政事情を考えると、こういった多様化するニーズに対応するためには、市立園の役割を踏まえつつ、民営化や統廃合を進め、その過程で生まれる資源を活用していくことが必要です。

こういった事情を踏まえると、民営化や統廃合といった長い時間を要する配置適正化の取組を、待機児童解消に向けた取組を進めている今から同時並行で進めていかなければなりません。

そして、こうした配置適正化の取組を進めるに当たっては、各地域の幼児期の教育・保育の需給の状況を踏まえつつ、市立園が全体としてその求められる役割を果たすことができる配置となるよう、市立園を取り巻く状況を勘案して、個別の園に関する対応を決定する必要があります。

本方針は、従来の配置適正化の方向性を引き継ぐものとして、今後の市立園の配置適正化の取組について、現在や将来の市立園を取り巻く状況を踏まえ、その基本的な考え方、取組の進め方、スケジュール等を明らかにするものです。

本方針に基づき、市立こども園の建替え民営化や統廃合を進めることにより、老朽化施設が徐々に解消され、子どもたちにとって安心・安全で快適な教育・保育環境が整えられます。同時に、地域の実情に応じた新たな定員設定による建替え民営化や統廃合を通じて、保育の受入れ枠を調整することで、対象園の周辺地域における教育・保育の需給の均衡が図られます。

配置適正化の取組は、これからの本市の未来を担う子どもたちのため、このような過程により生まれる人材、施設、財源を活用し、今後さらに多様化していく子ども・子育て支援ニーズに積極的に対応していくために進めるものです。

(参考1) 適正配置に関するこれまでの取組等

本市では、これまでも、「静岡市公立保育園の適正配置・民営化について」（計画期間：平成18～26年度）に基づき、以下のように市立保育園の建替え民営化や統廃合等を進めてきました。

「静岡市公立保育園の適正配置・民営化について」（計画期間：平成18～26年度）

- 【取組実績】平成19年4月 公設民営の竜南保育園、北沼上保育園を完全民営化
平成21年4月 江尻保育園を民営化（えじり保育園に）
平成22年3月 城東保育園、大河内保育園を廃園
4月 清水有度東保育園を民営化（うど東保育園に）
平成23年4月 清水飯田東保育園を民営化（清水みらい保育園に）

市立こども園の配置適正化に向けた取組に関連する計画は以下のとおりであり、これらを踏まえ、従来の方針を引き継ぐ新たな方針を策定し、取組を進める必要があります。

① 静岡市立幼稚園・保育所移行方針（平成26年2月策定）

「施設の適正配置等の考え方」

市立園の適正配置・民営化等については、これまでも計画的に進めてきたところですが、今後は、私立園との調整も視野に入れ、さらに積極的に進めていきます。対象とする園については、市全体で進めるアセットマネジメントの計画策定・見直しの中で検討し、静岡市子ども・子育て支援事業計画にも盛り込んでいきます。

② 静岡市アセットマネジメント基本方針（平成26年4月策定。期間：平成26～55年度）

静岡市アセットマネジメント公共建築物施設群別マネジメント方針（平成28年2月策定）

「基本方針」

- 総資産量の適正化（総延床面積の20%削減）
- 長寿命化の推進（耐震化。長期的な修繕計画の策定等計画的維持管理）
- 民間活力の導入（官民の役割分担の明確化）

「群別マネジメント方針」（8 児童施設 ① こども園）

- 今後のマネジメントの方向性 … 継続・複合化・統廃合・民営化
- 地域の教育・保育の需給状況、民間施設の整備状況、市立園の更新の必要性を踏まえ、市立こども園の配置適正化を図る。

③ 第3次静岡市行財政改革前期実施計画（平成27年3月策定。期間：平成27～30年度）

「市立認定こども園の適正配置・民営化等の検討」

市立園の民営化や統廃合により、官民併せた全体としての適正配置を進める。

④ 第3次静岡市総合計画（静岡市基本計画）（平成26年12月可決。期間：平成27～34年度）

第6章 各分野の政策・施策を推進するための視点

2 都市経営 (2) 効果的なアセットマネジメント

次世代に健全な都市を引き継いでいくため、重要な資産（アセット）である公共施設を効果的かつ効率的に管理・運営することにより、市民に最適な公共サービスの提供に取り組みます。そのため、静岡市アセットマネジメント基本方針に基づき、総資産の適正化、長寿命化の推進、民間活力の導入を進めます。

2 市立こども園の配置適正化の基本的考え方

配置適正化の取組は、市立こども園が果たすべき役割の確保など以下に掲げる考え方を基本としつつ、市全体として幼児期の教育・保育の更なる質の向上を目指し、計画的に進めていくこととします。

(1) 民間活力の最大限の活用（民間でできるものは民間で）

幼児期の教育・保育の分野では、これまでも民間の保育園、幼稚園などにおいて、行政との協力の下、それぞれの創意工夫により十分なノウハウが蓄積され、適切な運営、質の高い教育・保育の提供がなされてきており、特に民間活力の活用による効果的・効率的なサービスの提供が期待できる分野です。

今後もできる限り民間の活力を十分に活用することとし、引き続き、適格な事業者を担い手とする民営化を最大限進めていきます。

(2) アセットマネジメントによる資源の有効活用

市立こども園については、施設が老朽化し、建替え等が必要な施設も多く存在していますが、公共施設全般について、少子化、生産年齢人口の減少に伴う収入減や、高齢化に伴う扶助費等の支出増などによる財政状況の悪化、施設の維持費負担・老朽化にともなう改修需要増などを見据え、将来にわたって施設の維持管理費用をできる限り抑えるため、市有財産の縮減を進めていく必要があります。

今後、人口減少対策として、子どもをより産み育てやすいまちを実現するために、妊娠・出産期の支援の充実や、保護者の就労状況に柔軟に対応しうる多様な保育・地域子育て支援の充実、幼児期の教育・保育の更なる質の向上など、多様化する子ども・子育て支援のニーズに対応していくためにも、民営化や統廃合により生まれた資源を活用し、多様化する子ども・子育て支援のニーズにきめ細かく対応していく必要があります。

(3) 市立園の役割の確保（民間でできないものは行政で）

上記のとおり、民間活力の活用を優先していきますが、次のような市立園が果たすべき役割を踏まえ、一定程度の体制を市立園にて確保する必要があります。

ア 民間だけでは対応が難しいニーズへの対応

市街地等では、特別な支援を要する子どもへの支援、子育て困難家庭への支援、保健福祉センター等他の公的機関との連携など、民間だけでは対応が難しいニーズへの対応等を積極的に担い、民間の取組を支援・推進していくことが求められます。

また、山間地では、民間事業者の参入が見込まれず、近隣に代替園も存在しないことから、市が責任を持って教育・保育を提供する必要があります。

イ 災害時の緊急保育や避難所としての役割

災害時においては、仮に私立園が休園した場合でも、市立園において緊急保育を実施する必要があるほか、乳幼児世帯対象の避難所としての機能も求められます。

ウ 現場から施策へのフィードバック

教育・保育の現場から得られる知見・情報をもとに、保護者のニーズや現場の課題等を把握し、行政施策に反映していく必要があります。

こういった市立園の役割を踏まえ、将来的（市アセットマネジメント基本方針の計画期間である平成55年度までを目途）には、市内14区域ごとに、0～5歳児の定員を有する市立園を1～2園程度の配置とすることを目指します（中山間地域を除く）。

3 当面の取組の進め方

以上のとおり、2の基本的な考え方にに基づき、中長期的な視点をもって市立園の配置適正化を進めていく必要があります。

しかしながら、現時点では、待機児童の解消に向けた保育の量的拡大を進めているところであり、これから整備が進む民間の教育・保育施設を含む市内全体の園の配置を見通した、市立園の理想的な配置の全体像を描くことは困難です。

他方で、市立こども園として質の高い教育・保育を提供するためには、老朽化が著しい園への対応を急ぐ必要があります、待機児童対策の完了（平成 29 年度末予定）を待つことはできません。

このため、当面の取組として、特に老朽化の著しい園を対象として建替え民営化や統廃合を進めることとし、その際、待機児童解消の取組と整合するよう、対象園の周辺地域の教育・保育の需要と供給の状況に留意して取組を進めることとします。

(1) 対象とする施設

子どもの安心・安全の確保、快適な保育空間の提供、施設の維持管理コストの縮減の観点から、建築から 30 年以上経過しているなど特に老朽化が著しい園を対象とします。

(2) 対象施設ごとの対応方針

対象園の周辺地域の教育・保育の需給の状況を踏まえ、地域の需要に周辺の園で対応できることが見込まれる場合には、対応を周辺の園に委ねることとし、市立園は統廃合の対象とします。

対象園の周辺の園のみでは将来にわたり教育・保育需要に対応できない場合には、建替え民営化の対象とします。ただし、市立園の果たすべき役割を踏まえ、市立園としての存置が必要な場合には、必要な更新工事を行った上で存置することを検討します。

なお、公私連携幼保連携型認定こども園(※1)制度の活用も視野に入れた検討を行います。

※1 公私連携幼保連携型認定こども園…民設民営であるものの、提供される教育・保育の機能等への市町村の関与を明確にしつつ、設置主体に設置のインセンティブ（公有設備の無償・廉価での譲渡・貸付）が働くよう設計された新しい運営形態（認定こども園法第 34 条）。相手先の選定に関する公正な手続や運営に関する市民・第三者・市町村によるチェックを機能させることが必要とされている。なお、幼保連携型認定こども園は設置者が管理することとされているため、指定管理者制度の適用はない（認定こども園法第 26 条で準用する学校教育法第 5 条）。

(3) 在園児及びその保護者への配慮

3歳児クラス以上の在園児が卒園まで引き続いて同じ市立園で教育・保育を受けられるよう、対象園の公表から民営化等の施行まで一定の期間を設けます。

0～2歳の在園児については、特に園が廃止される場合の転園先について、保護者の意向を最大限尊重して対応します。

また、対象園の在園児やその保護者が不安を抱くことのないよう、スケジュールや詳細について説明会を開催する等により保護者に丁寧に説明し、不安や疑問の解消に努めます。

【標準的なスケジュール】

	4年前	3年前	2年前	1年前	目標年度
民営化 (民設民営)	○対象園公表 ○保護者説明 (以後随時)	○法人募集・決定	○仮園舎建設 ○移転 ○旧園舎解体	○新園舎建設 ○引継保育	●民営化 →
統廃合	○対象園公表 ○保護者説明 (以後随時)				●統廃合 ○解体 ○(土地処分)

(4) 本方針の対象期間

本方針の対象期間は、平成28年度から平成34年度までの7年間とします。

この期間内は、まずは老朽化が著しい施設について、区域の教育・保育の需給状況に十分な配慮をした上で、民営化や統廃合を通じてその解消に取り組んでいきます。

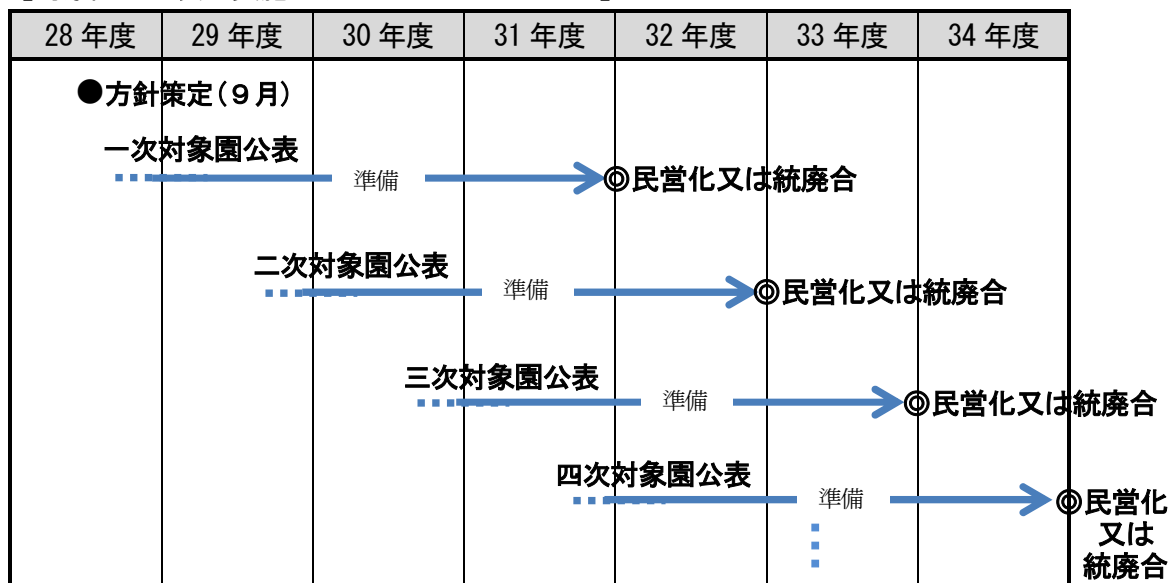
年度	28	29	30	31	32	33	34
計画期間	← 計画期間 (28～34年度) →						
優先取組内容		準備	【老朽化が著しい施設の解消】			順次民営化・統廃合 →	

(5) 対象園の決定及び公表

具体的な対象園については、待機児童解消に向けた取組と整合するよう、幼児教育・保育の需給の状況を踏まえて決定する必要があることから、原則として毎年度2～3園程度を目安として対象園を決定し、公表していきます。

対象園を民営化する場合には、引き続き、幼保連携型認定こども園として開園することを基本として事業者を公募します。このため、募集する事業者は、社会福祉法人又は学校法人となります。事業者の決定に当たっては、適格性等について外部有識者の意見を踏まえて選考します。

【対象園の公表・実施スケジュールのイメージ】



(6) 本方針の取組後の検討

平成 35 年度以降の配置適正化の取組については、本方針に基づく対象園の決定を終える平成 31 年度以降速やかに、配置適正化の取組の進捗状況、待機児童解消の状況、社会経済情勢の変化等を踏まえ、新たな方針を策定し、さらなる民営化の推進等を進めます。

(参考2) 配置適正化の取組による効果

(1) 教育・保育サービスの向上

ア 人材や施設の活用

民営化や統廃合により捻出された保育教諭等の人材については、市立こども園全体での正規職員の比率を高めることなどを通じて、幼児期の教育・保育や子育て支援サービスのさらなる充実のために活用します。

また、廃止した市立園の土地・施設については、基本的に解体・処分することで将来の維持管理経費を縮減していきますが、施設の状態から転用が可能であり子育て支援を始めとする他の用途（子育て支援センター、障がい児の親子教室、放課後児童クラブ、児童館等）での使用が適当な場合には、転用による活用も検討します。

イ 民営化に伴うサービスの向上

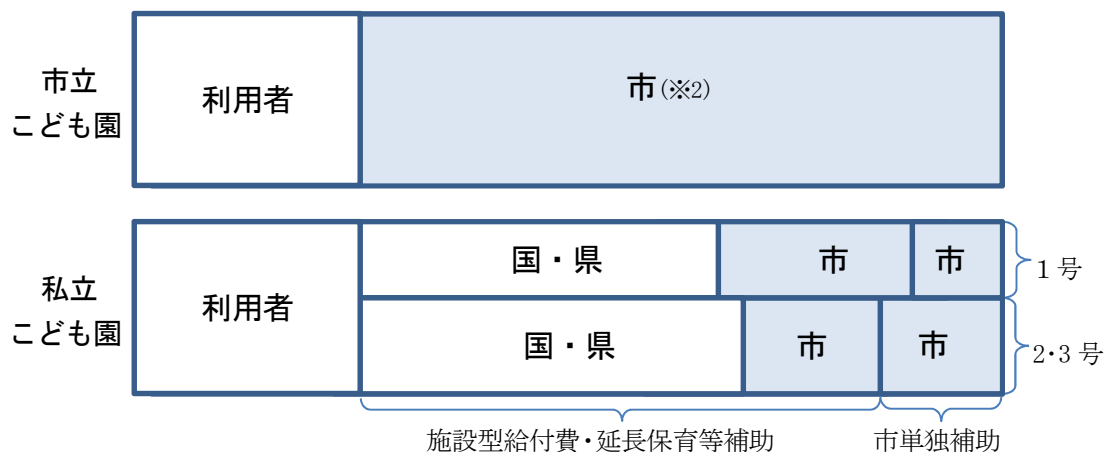
幼保連携型認定こども園として民営化をするため、職員配置や面積に関する基準の適用はもちろんのこと、保護者の就労状況にかかわらず利用でき、子育て支援事業も行うなど認定こども園のメリットも当然に受け継がれます。その上で、民営化を契機に、例えば地域のニーズに応じて休日・夜間保育の実施や開園時間の延長が実施されるなど、それまでの市立こども園よりも多様なサービスが提供されることも期待できます。

(2) 経済的効果

ア 経常的経費（運営費）

市立こども園では、利用者負担以外は市の一般財源で運営費を賄いますが、私立こども園では、一部に国・県の財源が充てられるため、民営化により市の負担は小さくなります。

【運営費の総額に対する負担割合のイメージ】



※2 市立こども園についても、国からの交付税措置がされているが、その分をしゅん別できないため表していない。

イ 臨時的経費（建替費用）(※3)

こども園1園の建替えにかかる市費の試算は概ね次のとおりです。民間事業者による建設に対しては国の補助や事業者の負担があることから、市の財政負担が抑えられます。

(ア) 市立のまま存続し、施設を建て替える場合 約4.5億円(※4)

(イ) 建替えを機に民営化する場合 約1.2億円

※3 鉄骨造2階建、延床面積1,000㎡(120名定員想定)を前提条件として算出。

※4 (ア)においてその財源の一部に市債(施設整備事業(一般財源化分)、対象経費の50%)を充てる場合、当該市債に係る後年度の償還額が交付税措置(基準財政需要額に算入)されるが、上記額はその分を考慮していない。

市立こども園の基本情報（参考資料1）

平成28年4月1日時点

区域	園名	定員				建築年度	耐震性能
		1号	2号	3号			
				0歳	1-2歳		
静岡中央	新富町こども園		77	9	34	s39 (1964)	Ⅱ
	田町こども園		60	6	34	s47 (1972)	I a
静岡北	安倍口こども園	37	15			h8 (1996)	I a
	安倍口中央こども園		37	3	20	s47 (1972)	I b
静岡城北	安東こども園	180	60	3	12	h17 (2005)	I a
静岡東	西奈こども園	70	30			h3 (1991)	I a
	長沼こども園		97	3	30	s44 (1969)	I b
	上土こども園		81	9	30	s56 (1981)	I a
	瀬名川こども園		116	9	30	s51 (1976)	I b
静岡西北	藁科こども園	37	15			s57 (1982)	I a
	服織こども園		84	6	30	h22 (2010)	I a
	中藁科こども園		51	3	16	s58 (1983)	I a
	服織中央こども園		91	9	30	h11 (1999)	I a
静岡山間	井川こども園	9	9			s49 (1974)	I b
	清沢こども園	9	9			h16 (2004)	I a
	梅ヶ島こども園	9	9			s55 (1980)	I a
	大川こども園	9	9			s59 (1984)	I b
静岡東南	久能こども園	30	15			s59 (1984)	I a
	大谷こども園	60	30			s63 (1988)	I a
	東豊田こども園	70	30			h2 (1990)	I a
	東豊田中央こども園		90	9	46	s53 (1978)	Ⅱ
	小黒こども園		71	3	16	s37 (1962)	Ⅱ
静岡西南	中田こども園		124	12	54	s46 (1971)	I a
	中村町こども園	3	121	12	54	s49 (1974)	I a
	八幡こども園		61	3	26	s45 (1970)	Ⅱ
	登呂こども園		107	9	54	h10 (1998)	I a
	富士見台こども園		94	6	40	s50 (1975)	Ⅱ
	高松こども園		104	12	44	s55 (1980)	I a
静岡長田	用宗こども園		54	9	27	s54 (1979)	I a
	丸子こども園		89	9	32	h15 (2003)	I a
	下川原こども園		118	12	40	s50 (1975)	I a
	東新田こども園		121	9	40	s54 (1979)	I a
	広野こども園		75	6	19	s55 (1980)	I a

区域	園名	定員				建築年度	耐震性能
		1号	2号	3号			
				0歳	1-2歳		
清水羽衣	清水こども園		74	6	30	h21 (2009)	I a
	川原こども園		90	6	44	h20 (2008)	I a
	駒越こども園		57	3	20	s50 (1975)	I a
	折戸こども園		57	3	10	s41 (1966)	II
	三保こども園		67	3	20	s38 (1963)	II
清水有度	高部こども園	100	30			h4 (1992)	I a
	入江こども園		88	6	26	s48 (1973)	I a
	飯田北こども園		125	6	39	h11 (1999)	I a
	高部中央こども園		84	6	30	s58 (1983)	I b
	有度西こども園		76	6	18	s60 (1985)	I b
	有度北こども園		81	9	30	s52 (1977)	I a
清水庵原	辻こども園		82	8	40	s62 (1987)	I a
	飯田南こども園		90	6	34	h22 (2010)	I a
	西久保こども園		57	3	30	h19 (2007)	I a
	横砂こども園		41	3	16	s55 (1980)	I a
	原こども園		94	6	30	h22 (2010)	I a
	庵原こども園		51	3	16	s32 (1957)	I b
	興津南こども園		37	3	20	s37 (1962)	II
清水山間	興津北こども園		62	3	25	h8 (1996)	I a
	小島こども園	37	15			h2 (1990)	I a
	小河内こども園	30	15			s63 (1988)	I a
由比蒲原	和田島こども園	37	15			s59 (1984)	I a
	由比こども園	60	15			s52 (1977)	I a
	由比中央こども園		64	6	30	h15 (2003)	I a
	入山こども園		22	2	6	s54 (1979)	I a
	蒲原西部こども園		37	3	10	s48 (1973)	I a
	蒲原東部こども園		57	3	30	h2 (1990)	I a

【東海地震の耐震性能】 I a 優れている（軽微な被害にとどまり、地震後も建物を継続して使用できる）
I b 良い（倒壊する危険性はないが、ある程度の被害を受けることが想定される）
II やや劣る（倒壊する危険性は低いが、かなりの被害を受けることも想定される）
※II以上は、建築基準法上の耐震性能を満たしている。

指定都市別・設置者別施設の設置状況(平成 28 年4月1日現在) (参考資料2)

(園)

	認定こども園			幼稚園			保育所			合計		
	市立	私立	計	市立	私立	計	市立	私立	計	市立	私立	計
札幌市	1	36	37	9	108	117	23	232	255	33	376	409
仙台市	0	12	12	1	82	83	42	120	162	43	214	257
さいたま市	0	6	6	1	99	100	61	117	178	62	222	284
千葉市	2	8	10	0	88	88	57	90	147	59	186	245
横浜市	0	25	25	0	255	255	84	596	680	84	876	960
川崎市	0	3	3	0	82	82	53	241	294	53	326	379
相模原市	1	14	15	2	39	41	24	79	103	27	132	159
新潟市	0	23	23	11	23	34	87	124	211	98	170	268
静岡市	56	21	77	0	40	40	0	56	56	56	117	173
浜松市	0	20	20	62	46	108	22	63	85	84	129	213
名古屋市	0	40	40	23	149	172	111	266	377	134	455	589
京都市	0	19	19	16	96	112	21	229	250	37	344	381
大阪市	0	39	39	54	109	163	104	313	417	158	461	619
堺市	1	84	85	9	36	45	20	21	41	30	141	171
神戸市	0	97	97	41	68	109	58	100	158	99	265	364
岡山市	5	6	11	60	13	73	48	65	113	113	84	197
広島市	1	21	22	19	74	93	88	101	189	108	196	304
北九州市	0	5	5	8	88	96	27	136	163	35	229	264
福岡市	0	4	4	7	118	125	7	209	216	14	331	345
熊本市	0	46	46	8	27	35	19	119	138	27	192	219

静岡市子ども未来課調べ